



## 豚コレラ発生に係る移動制限区域の解除について

塩尻市の県畜産試験場で発生した豚コレラについて、発生農場から半径3kmの区域で設定している移動制限区域を解除します。

### 1 概要

塩尻市の県畜産試験場で発生した豚コレラについて、防疫措置完了後28日を経過するため、発生農場から半径3kmの区域で設定している移動制限区域を解除するとともに、下記の消毒ポイントの設置を終了します。

### 2 移動制限区域の解除日時

令和元年10月14日（月）24時（10月15日（火）0時）

### 3 終了する消毒ポイント

施設名	所在地	消毒対象
東山公民館	塩尻市旧塩尻 869-4	畜産関係車両のみ
善知鳥峠下 チェーン脱着所	塩尻市金井 417 付近	同上
野菜花き試験場	塩尻市宗賀 1066-1	同上

農政部 農業政策課 企画係  
（課長）草間康晴（担当）寺澤一宏  
電話 026-235-7213（直通）  
026-232-0111（代表）内線 3019  
FAX 026-235-7393  
E-mail nosei@pref.nagano.lg.jp

農政部 園芸畜産課 家畜防疫対策室  
（室長）荒井一哉（担当）松浦昌平  
電話 026-235-7232（直通）  
026-232-0111（代表）内線 3175  
FAX 026-235-7481  
E-mail enchiku@pref.nagano.lg.jp